

保健

保育所入所申込のご案内

■問い合わせ 大崎町役場 保健福祉課 児童係 ☎ 476-1111 (145・146)

平成23年度 受付期間 平成23年1月4日(火)～1月31日(月)

保育所入所申込のご案内

大崎町の認可保育所

保育所名	定員	住所	電話	備考
大丸保育所	30	横瀬 1994	476-0555	町立
中沖保育所	30	菱田 3093-2	477-0027	町立
南光保育園	60	仮宿 1555-2	476-0025	私立
大崎保育園	90	仮宿 1862	476-0049	私立
菱田保育園	60	菱田 2601	477-0568	私立
野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324	私立

〔保育所入所について〕
 保育所に入所申込ができるのは、大崎町に住所があり、保護者等が、児童の保育ができないと認められる場合のみです。就学前児童が2人以上の世帯は、同時入所が原則です。1人だけの入所はできないことになっています。

保育時間

町立保育所（中沖・大丸） 7：30～18：00
 私立保育園（南光・大崎・菱田・野方）7：00～19：00
 （延長保育利用の場合 18：00以降は、延長保育料が必要）

対象

家庭での保育に欠ける0歳児から就学前児童まで〔0歳児は原則生後6ヶ月以降〕

必要書類

1. 入所申込書（1月31日まで）
2. 家庭状況調査書（1月31日まで）
3. 源泉徴収票の写し『平成22年分』〔世帯全員分〕（1月31日まで）
4. 確定申告書の写し『確定申告される方』〔世帯全員分〕（2月28日まで）
5. 課税証明書『平成22年度分』平成22年1月2日以降の転入で、世帯全員所得税0円の方（1月31日まで）
6. 両親の就業証明書又は、出産・病人の看護・介護をしている場合、看護・介護の状況がわかる書類
 身体障害者手帳〔世帯に障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃる場合〕（1月31日まで）
 （書類は役場または野方支所・保育所に準備してあります）

保育料

保育料は所得税・町民税によって決定されます（単位：円）

	定義	3歳未満	3歳以上
市町村民税	生活保護世帯	0	0
	町民税非課税世帯	7,000	5,000
	町民税課税世帯	15,000	12,000
所得税	40,000未満	22,000	19,000
	103,000未満	30,000	27,000
	413,000未満	37,000	29,000
	413,000以上	41,000	30,000

保育料の決定について

保育料の決定は、原則として入所児童の保護者の税額だけでなく同一生計の扶養義務者（児童の祖父母の内、所得の高い方1名）の税額も合算することになっています。

確定申告について

役場で申告される方は、申告が終わり次第、速やかに、申告書の控えを提出してください。

※同時入所の場合、2人目は半額、3人目以降は免除（幼稚園に通園する兄弟がいる場合も減額及び免除）があります

※多子世帯保育料軽減については、町民税が確定後、申請をお願いいたします（該当世帯には通知します）